

産学連携・知財セミナー

「MTAとの付き合い方・使い方」

【主催；産学連携推進委員会、発明審査委員会】

マテリアルを
あげる・もらう場合の
手続き（MTA）とは？

手続きを間違えると、
訴えられるリスクも
あるって本当？

MTAとはMaterial Transfer Agreementの略で、研究成果有体物（遺伝子、細胞、微生物、化合物、抽出物、実験動物、タンパク質 etc.）の提供や受領の際に締結される契約のことです。

「外為法」（安全保障貿易管理）、「生物多様性条約」、「カルタヘナ法」に関する法令遵守も求められます。

1. 日時 平成25年2月25日（月）16:00～17:30

2. 場所 基礎研究棟2階 会議室（研究推進課 隣）

3. 内容 ① **金沢医科大学のMTAはどんなってる？**

高田律子 産学連携コーディネータ（研究推進センター）

② 特別講演

「MTAとの付き合い方・使い方」

—なぜMTAが必要か、どう付き合いえばいいのか—

橋野憲親 氏（発明推進協会・広域大学知的財産アドバイザー
／東京医科歯科大学・客員教授）

【お問い合わせ先；研究推進センター 担当；畔原（内線7241）】